

(証券コード2291)
2022年6月6日

株 主 各 位

広島市西区草津港二丁目6番75号

福留八ム株式会社

代表取締役社長 福 原 治 彦

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大の懸念は継続されております。本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）による事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、**2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前11時
 2. 場 所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 3階 金星銀星の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.fukutome.com>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

【定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2022年6月23日（木曜日）開催の第71回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。株主の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【当社の対応について】

- ・当社役員及び運営スタッフにおきましては、検温を含め体調確認のうえマスクを着用し、会場入口に検温器・アルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置いたしますので、十分な座席が確保できない場合には、ご来場されても入場制限をさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・定時株主総会后に実施しておりました懇親試食会におきまして本年も取り止めさせていただきます。
- ・接触感染リスクを軽減するため、ご来場いただきました皆様へのお土産を本年も取り止めさせていただきます。
- ・体調不良と思われる株主の方におきまして、入場をお断りする場合がございます。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や、本総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容等を十分にお確かめのうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会への出席を見合わせることもご検討いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使におきまして、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）での議決権の行使をお願い申し上げます。

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、検温・アルコール消毒液の噴霧とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の各対応により、例年以上に受付付近の混雑が見込まれますので、なるべくお早目にご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、今後の状況の変化によりましては上記の内容を更新させていただきます。最新の情報は当社HP（<http://www.fukutome.com>）をご確認をいただければ幸いです。

以上

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令など、経済活動に制限のかかる状況が続きました。ワクチン接種の進展とともに持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大や2月に発生したロシアのウクライナ侵攻、さらには世界的な原材料や資源価格の高騰など地政学リスクの高まりにより、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、感染拡大防止策など食品の安定供給維持を努めるとともに、当連結会計年度を2年目とした「中期経営計画2021年3月期 - 2023年3月期」において、「消費者ニーズにあった新たな商品開発と販売戦略の構築と実行」をテーマとして掲げ各重点施策に取り組んでまいりました。具体的には、「商品開発の強化」、「販売戦略の構築と実行」、「新規市場へのチャレンジ」の三点に取り組み、消費者の食に関するライフスタイルの変容や消費行動など、様々な需要に対応するため、家庭内での消費に対応した商品展開や新商品の開発、さらには既存商品のブラッシュアップと拡販に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、244億20百万円(前年同期は253億26百万円)となりました。利益につきましては、営業損失は3億72百万円(前年同期は営業損失2億43百万円)、経常損失は3億27百万円(前年同期は経常損失1億69百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は固定資産売却益を1億86百万円計上したことや減損損失を5億50百万円計上したことにより7億18百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2億40百万円)となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、当連結会計年度の売上高は5億61百万円減少しております。

セグメント別の概況は次のとおりです。

(加工食品事業)

加工食品事業におきましては、既存商品をブラッシュアップした環境にやさしいエコトレイ使用の「野菜といっしょにシリーズ」の「うす切りパストラミハム」や豚肩ロース肉を使用した厚切りステーキタイプの「ハムステーキ」、昨年販売した「あらびきKING」の新シリーズ「あらびきKING レモン&パセリ」、「肉厚ハンバーグ」シリーズ等が堅調に推移いたしました。売上高につきましては、競合他社との価格競争の激化に加え、昨年のコロナ禍により伸長した巣ごもり消費や内食需要の反動でインスタ商材等の販売の減少、さらにはギフト商戦における販売の減少などにより前年同期を下回りました。

その結果、売上高は107億32百万円（前年同期は114億86百万円）となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、当連結会計年度の売上高は2億71百万円減少しております。

(食肉事業)

食肉事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化等の影響により外食需要は引き続き厳しさを極めるなか、国産豚肉の「八女もち豚」や輸入豚肉の「大麦仕上三元豚」を中心としたブランド商品提案を強化してまいりました。売上高につきましては、国産牛肉は出荷頭数の減少により高値で推移し、売上高は増加いたしました。国産豚肉は、前年同期に比べ内食需要の高まりが落ち着いた事や夏季における発育不良に伴い出荷頭数が減ったことにより売上高は減少いたしました。また、輸入牛肉、輸入豚肉は、販売単価の上昇や北米産ビーフ等が売上を伸ばしました。

その結果、売上高は136億88百万円（前年同期は138億39百万円）となりました。なお、収益認識会計基準の適用により、当連結会計年度の売上高は2億89百万円減少しております。

セグメント別売上高は以下のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	前 期 比
加 工 食 品 事 業	10,732百万円	43.9%	—%
食 肉 事 業	13,688百万円	56.1%	—%
合 計	24,420百万円	100.0%	—%

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しており、対前期増減率は記載しておりません。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額3億90百万円で、主なものは広島工場及び熊本工場の製造設備に対する設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等は、金融機関からの借入金及び自己資金により充たいたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
2022年1月1日付で連結子会社であった株式会社佐賀福留を吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の浸透により、感染拡大防止と経済活動の両立が徐々に期待されるなか、感染症の影響が終息をみせないことに加え、国際情勢不安や金融資本市場の変動など、景気の下振れリスクの懸念もあり、先行き不透明な経営環境が続くと予想されます。

当業界におきましても、原材料価格やエネルギーコストの予想を上回る急激な上昇・高騰が続いており、経営環境に及ぼす影響を最小限に抑えながら、市場への安定供給体制や消費者の購買行動の変化に対応していく必要があります。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画の重点施策を「開発・調達・製造・物流・販売の連携強化を通じた相乗効果の創出」と位置づけ、以下の三点に引き続き取り組んでまいります。

1 商品開発力の強化

食品メーカーとして、マーケティング活動を強化し、消費者ニーズを把握する中、既存商品のブラッシュアップによる製造効率化や新商品開発による商品付加価値を高め、消費者から選ばれ続ける商品造りに注力してまいります。

2 販売戦略の構築と実行

商品戦略・取引先戦略・チャネル別戦略・エリア別戦略、等の販売戦略を明確かつ工夫し、商談力の強化と営業活動の効率化に積極的に取り組んでまいります。

3 新規市場へのチャレンジ

業務用(中食・外食向け)市場、ギフト市場、ネット市場等の新市場のシェア拡大に注力し、ブランド戦略と併せてビジネスモデルを構築してまいります。

当社グループでは、引き続き、中期経営計画に基づく重点施策の展開を積極的に実行し、これをさらに加速・強化することにより、生産性改善・販売力強化による収益性のさらなる向上と経営体質の強化に努めてまいります。

なお、現金及び預金、短期間に資金化可能な投資有価証券、また、取引金融機関との当座貸越契約の未実行残高等の資金余力を利用し黒字化達成を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 68 期	第 69 期	第 70 期	第 71 期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高	25,737百万円	25,597百万円	25,326百万円	24,420百万円
営 業 損 失 (△)	△149百万円	△536百万円	△243百万円	△372百万円
経 常 損 失 (△)	△109百万円	△490百万円	△169百万円	△327百万円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△319百万円	△1,404百万円	△240百万円	△718百万円
1株当たり当期純損失(△)	△95円75銭	△420円93銭	△71円93銭	△215円20銭
総 資 産	17,831百万円	15,462百万円	15,853百万円	14,452百万円
純 資 産	5,912百万円	4,122百万円	4,348百万円	3,451百万円

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株 式 会 社 福 留	10	100.0	食肉処理加工業
佐賀県枝肉出荷株式会社	43	97.7	食肉の集荷・出荷

上記2社はいずれも連結しております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業セグメントの内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは加工食品（ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等）と食肉（牛・豚の部位別規格肉等）の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯または関連する事業を営んでおります。

(5) 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

支店	広島・山口・岡山・松山・高松・北九州・福岡・佐賀・大分・熊本
営業所	呉・松江・徳島・長崎・熊本南・鹿児島・宮崎
流通営業部	広島・岡山・福岡・関西・関東
工場	広島・熊本・岡山
直販店舗	(外食) 焼肉一番団楽 千田店・草津南駅前店・LECT店 (精肉) 到津店・砂津店・太宰府店・そごう広島店

② 子会社

会社名	本店
株式会社福留	広島市安佐北区
佐賀県枝肉出荷株式会社	佐賀県神埼市

(6) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
362	△7	43.3	18.1

(注) 臨時従業員の期中平均雇用人員は258名で、上記人数には含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
362	△6	43.3	18.1

(注) 臨時従業員の期中平均雇用人員は256名で、上記人数には含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,634
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,297
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	931
株 式 会 社 も み じ 銀 行	489
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	240
株 式 会 社 福 岡 銀 行	100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	65

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分につきましては、強固な経営基盤に基づく安定的な配当の継続を基本方針としております。

今後につきましては、より一層採算性の向上を図り、収益基盤を強化するなかで内部留保の充実と、将来にわたって安定した利益配分を行うことにより株主の皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度におきましては、前事業年度に続き大幅な赤字決算を計上することとなったため、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申しあげますとともに、可能な限り早期に復配できるように努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申しあげます。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,336,990株(自己株式 63,010 株を除く。)
- (3) 株主数 4,555名
- (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 福 留 興 産	985	29.53
福 栄 会	344	10.34
福 原 康 彦	130	3.91
中 島 修 治	78	2.34
株 式 会 社 フ ジ	63	1.89
株 式 会 社 も み じ 銀 行	62	1.87
福 原 治 彦	61	1.85
株 式 会 社 広 島 銀 行	48	1.45
株 式 会 社 伊 予 銀 行	46	1.39
株 式 会 社 福 岡 銀 行	46	1.39
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	46	1.39

(注) 持株比率は自己株式(63,010 株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中島修治	CEO ㈱福留興産代表取締役
代表取締役社長	福原治彦	営業統括本部長 食肉本部・昂営業本部担当 ㈱福留代表取締役
専務取締役	目貫啓治	社長室長 開発アカデミー・加工本部・経営管理本部担当
常務取締役	砂田誠	加工本部長
常務取締役	末岡正美	品質保証フェロー 物流事業部長
取締役相談役	福原康彦	佐賀県枝肉出荷㈱代表取締役 広島食肉市場㈱取締役
取締役	草場利行	営業担当
取締役	原孝司	経営研究所ワンナップ代表
取締役	越智貢	国立大学法人広島大学名誉教授
取締役	中野千秋	学校法人筑波学院大学経営情報学部教授 学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授 学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究センター客員研究員
常勤監査役	吉田裕二	
常勤監査役	明石嘉典	
監査役	池村和朗	広島中央法律事務所 株式会社ジェイ・エム・エス 社外取締役
監査役	近藤敏博	公認会計士・税理士近藤敏博事務所 所長

- (注) 1. 取締役原孝司、越智貢、中野千秋の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役池村和朗、近藤敏博の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役吉田裕二、明石嘉典の両氏は、財務会計部門での豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 原孝司、越智貢、中野千秋、池村和朗、近藤敏博の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役および執行役員であり、その保険料は1割を役員が自己負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、職務、職責等により決定された月額固定報酬と業績に応じた役員賞与および退職慰労金で構成されています。当該報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれについて報酬総額の報酬限度額を決定しております。取締役の個々の報酬につきましては2021年2月12日開催の取締役会において個々の報酬等の内容にかかわる決定方針を定め株主総会において承認された報酬額の限度内で定めております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって、株主総会において承認された報酬額の限度内で定めております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月20日の第64回定時株主総会において月額150万円以内と決議しております。

監査役の報酬限度額は、1997年6月27日の第46回定時株主総会において月額200万円以内と決議しております。

当該決議に係る取締役の員数は10名、監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその決定方法に関する方針の決定権限を有する者は、取締役の報酬額については取締役会、監査役の報酬額については監査役となっております。また、役員報酬等の額の決定にあたっての手段としては、当社取締役会規程に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長福原治彦が決定しております。当事業年度に係る取締役の個々の報酬額が、代表取締役社長福原治彦への委任手続きを経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、役員賞与の支出にあたっては、具体的な目標値は設定しておりませんが、親会社株主に帰属する当期純利益の増減に基づいて評価しております。

なお、代表取締役社長福原治彦に一任した理由といたしましては、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループ内において最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 109百万円（うち社外取締役 3名 9百万円）

監査役 4名 15百万円（うち社外監査役 2名 2百万円）

(注) 1. 取締役の報酬額について、使用人兼務取締役につきましては、使用人分給与に該当するものではありません。

2. 上記報酬の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額150万円（取締役140万円、監査役100万円）を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役原孝司氏は、経営研究所ワンナップの代表を兼務しております。
なお、当社は、経営研究所ワンナップとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役越智貢氏は、国立大学法人広島大学名誉教授を兼務しております。
なお、当社は、国立大学法人広島大学との間には特別の関係はありません。
- ・取締役中野千秋氏は、学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授、学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究センター客員研究員及び学校法人筑波学院大学経営情報学部教授であります。
なお、当社は、学校法人廣池学園麗澤大学及び学校法人筑波学院大学との間には特別の関係はありません。
- ・監査役池村和朗氏は、広島中央法律事務所及び株式会社ジェイ・エム・エス取締役を兼務しております。
なお、当社は、広島中央法律事務所及び株式会社ジェイ・エム・エスとの間には特別の関係はございません。
- ・監査役近藤敏博氏は、公認会計士・税理士近藤敏博事務所を兼務しております。
なお、当社は、公認会計士・税理士近藤敏博事務所との間には特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役原孝司氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回出席し、主に、経営コンサルタントとしての幅広い専門的見識に基づき、企業のマーケティング等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・取締役越智貢氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回出席し、主に、大学教授として応用倫理の専門的見識に基づき、組織倫理やコンプライアンス問題等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・取締役中野千秋氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回出席し、主に、大学教授として経営倫理の専門的見識に基づき、経営戦略やコンプライアンス問題等の観点から適宜発言・助言を行っております。
- ・監査役池村和朗氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席、また監査役会には14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。
- ・監査役近藤敏博氏は、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席、また監査役会には14回中13回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりませんが、当社定款第38条において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 29百万円（税抜）
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円（税抜）

なお、当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等には、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

また、会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において内部統制システム整備の基本方針を決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役は、毎月2回開催する経営会議において経営に関する課題を検討し、定期的に開催する取締役会で経営に関する課題について決定する。また、重要案件が生じた場合には、臨時取締役会を開催する。
- (ロ) 取締役は、取締役会で決定した「内部統制」に関する基本方針に従い運用しているかを監督するとともに業務の改善等によるシステムの変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行う。
- (ハ) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。
- (ニ) 当社グループは、社会の秩序や企業活動を脅かす反社会的勢力との関わりを一切持たないこととする。また、そのような団体、個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 各文書の保存及び管理は別に定める文書規程に従い運用実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。
- (ロ) 各会議事務局は議事録（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録等）を作成し保管する。
- (ハ) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 検査部を代表取締役直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。）とし、独立した立場から監査を実施し、その結果について代表取締役及び監査役に報告する。
- (ロ) 品質保証部を代表取締役直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。）とし、独立した立場から品質検査等を実施し、その結果について代表取締役及び監査役に報告する。
- (ハ) 当社グループにて不測の事態が生じた場合、コンプライアンス委員会及び環境・品質・災害のリスクについてはF R A（福留ハムリスクマネジメントアクション）を開催し重要課題に対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (イ) 中期経営計画及び年度経営計画を定め、達成すべき目標を明確にする。
 - (ロ) 当社は、毎月2回開催する経営会議及び定期的に開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、毎月年度経営計画の進捗を確認する営業戦略会議及び各事業部経営会議を開催し、目標達成を図る。
 - (ハ) 職務の執行に関する権限及び職責等については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「業務マニュアル」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行が行える体制を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (イ) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全体のリスク管理等は検査部による監査、品質保証部による品質等の検査及び総務部がコンプライアンス委員会規程に基づき関係部署との連携を図り管理する。
 - (ロ) 検査部は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - (ハ) 当社の役員及び執行役員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- ⑥ 監査役を補助すべき従業員に関する事項**
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を置くものとする。また、当該従業員は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- ⑦ 監査役会または監査役への報告に関する体制**
- (イ) 当社グループの取締役及び従業員は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (ロ) 監査役は、定例及び臨時の取締役会、毎月開催する経営会議に出席する他、重要な会議にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び従業員に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
 - (ハ) 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
 - (ニ) 監査役が職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、監査役は職務執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、会計監査人、検査部、グループ各社の監査役と情報交換に努めるとともに、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。
- (ロ) 監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- (ハ) 監査役会は、会計監査人及び検査部との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の業務執行

取締役会規程ならびにその他の社内規程を制定し、また、法令規則の改訂や社会情勢の変化に応じて随時改訂し、取締役が法令、定款ならびに経営理念に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきまして取締役会を13回開催しております。また、会社法第370条に定める決議を9回実施しております。

② 監査役の業務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに検査部との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を14回開催しております。

③ 内部監査の実施

検査部は、監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告書を提出し監査結果を報告しております。

④ 財務報告にかかる内部統制

検査部は、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役に監査結果を報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識し、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしていません。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,918	流動負債	6,974
現金及び預金	2,354	支払手形及び買掛金	2,080
受取手形及び売掛金	2,378	短期借入金	4,079
商品及び製品	894	リース債務	52
仕掛品	51	未払金	431
原材料及び貯蔵品	211	未払費用	85
前払費用	24	未払法人税等	47
その他	16	賞与引当金	154
貸倒引当金	△13	その他	44
固定資産	8,534	固定負債	4,026
有形固定資産	6,143	長期借入金	1,779
建物及び構築物	2,415	リース債務	117
機械装置及び運搬具	662	役員退職慰労引当金	340
土地	2,888	退職給付に係る負債	1,511
リース資産	105	繰延税金負債	239
建設仮勘定	8	その他	37
その他	62	負債合計	11,001
無形固定資産	123	純資産の部	
電話加入権	21	株主資本	2,857
リース資産	60	資本金	2,691
その他	41	資本剰余金	1,503
投資その他の資産	2,267	利益剰余金	△1,256
投資有価証券	2,055	自己株式	△80
出資金	42	その他の包括利益累計額	593
敷金及び保証金	86	その他有価証券評価差額金	604
保険積立金	34	退職給付に係る調整累計額	△11
その他	153	非支配株主持分	0
貸倒引当金	△103	純資産合計	3,451
資産合計	14,452	負債・純資産合計	14,452

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,420
売 上 原 価		20,611
売 上 総 利 益		3,808
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,181
営 業 損 失 (△)		△372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44	
不 動 産 賃 貸 料	55	
補 助 金 収 入	21	
そ の 他	24	145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67	
不 動 産 賃 貸 費 用	29	
そ の 他	3	100
経 常 損 失 (△)		△327
特 別 利 益		
有 形 固 定 資 産 売 却 益	186	186
特 別 損 失		
減 損 損 失	550	550
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		26
当 期 純 損 失 (△)		△718
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△718

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,691	1,503	△538	△80	3,575
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△718		△718
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△718	△0	△718
当 期 末 残 高	2,691	1,503	△1,256	△80	2,857

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	788	△16	772	0	4,348
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△718
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△184	5	△179	0	△179
当期変動額合計	△184	5	△179	0	△897
当 期 末 残 高	604	△11	593	0	3,451

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社2社はいずれも連結されており、当該子会社は、(株)福留、佐賀県枝肉出荷(株)であります。

なお、2022年1月1日に、当社を吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社であった(株)佐賀福留を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格の

ない株式等

以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格の

ない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

主として月次総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、貯蔵品は最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

a. リース資産

定率法によっております。

以外の有形
固定資産

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～45年

機械及び装置 5～15年

b. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ 引当金の計上基準
- (イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)賞与引当金 従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社は、加工食品(ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等)と食肉(牛・豚の部位別規格肉等)の製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、顧客に支払われる対価の一部を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、これら顧客に支払われる対価は売上高から控除して表示しております。また、有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、売上高は561百万円減少し、売上原価は100百万円、販売費及び一般管理費は460百万円それぞれ減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	6,143

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「5. 連結損益計算書に関する注記」に記載しているとおり、当連結会計年度において、550百万円の減損損失を計上しております。回収可能価額は、正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額及びこれらを合理的に調整した金額により算定し、使用価値は割引後将来キャッシュ・フローの見積額により算定しております。

(ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

減損損失の認識の判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎として、市場の成長率や競合他社との競争環境を踏まえた将来の販売数量や販売価格、仕入価格の変動や人件費、経費の発生状況等を考慮して見積っております。

不動産鑑定評価額は、土地の標準価格、個別格差率及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等の仮定が含まれております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りにおいて用いた仮定について、将来の不確実な経済環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	100百万円
建物及び構築物	1,105百万円
機械装置及び運搬具	583百万円
土地	1,447百万円
その他	40百万円
投資有価証券	33百万円
計	3,220百万円

② 担保に係る債務

買掛金	19百万円
未払金	3百万円
短期借入金	1,276百万円
長期借入金	993百万円
計	2,292百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,595百万円

(3) 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	7,050
借入実行残高	3,800
差引額	3,250

5. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループの以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
岡山県浅口市	事業用資産	建物及び構築物等	475
広島県広島市	事業用資産	建物及び構築物等	38
福岡県北九州市	事業用資産	建物及び構築物等	36

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場及び事業所を基礎としてグルーピングしております。また、遊休資産については物件毎にグルーピングしております。当社の事業用資産である固定資産において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失(550百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額及びそれらを合理的に調整した金額により評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	3,400,000株	一株	一株	3,400,000株

(2) 配当に関する事項

- ① 当連結会計年度中に行った配当に関する事項
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として自己資金の範囲内での短期的な預金及び取引先の株式等に限定しております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額46百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位：百万円)

科 目	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	2,008	2,008	
②長期借入金	(2,058)	(2,059)	(0)

(※)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	2,008	—	—	2,008

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金	—	2,059	—	2,059

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる製品及びサービスとの関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	加工食品事業	食肉事業	
ハム・ソーセージ	9,094	—	9,094
加工食品	1,586	—	1,586
食肉	—	13,665	13,665
その他	50	22	73
顧客との契約から生じる収益	10,732	13,688	24,420
外部顧客への売上高	10,732	13,688	24,420

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、加工食品（ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等）と食肉（牛・豚の部位別規格肉等）の製造販売を主な事業としております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

加工食品と食肉の販売に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね2か月以内に受領しております。なお、加工食品と食肉の販売についてリベートを付して販売する場合、取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。

また、一部の取引先と有償支給取引を行っておりますが、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報記載すべき事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,034円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △215円20銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

福留ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清 文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福留ハム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福留ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,902	流動負債	6,972
現金及び預金	2,338	支払手形	451
受取手形	15	買掛金	1,628
売掛金	2,362	短期借入金	3,800
商品及び製品	894	1年内返済予定長期借入金	279
仕掛品	51	リース債務	52
原材料及び貯蔵品	211	未払金	425
前払費用	24	未払費用	85
未収入金	13	未払法人税等	46
その他	2	未払消費税等	4
貸倒引当金	△13	預り金	39
固定資産	8,547	賞与引当金	154
有形固定資産	5,931	その他の	5
建物	2,367	固定負債	4,015
構築物	48	長期借入金	1,779
機械及び装置	659	リース債務	117
車両運搬具	3	退職給付引当金	1,499
工具器具備品	62	役員退職慰労引当金	340
土地	2,676	繰延税金負債	239
リース資産	105	その他の	37
建設仮勘定	8		
無形固定資産	123	負債合計	10,987
ソフトウェア	41	純資産の部	
リース資産	60	株主資本	2,858
電話加入権	21	資本金	2,691
投資その他の資産	2,493	資本剰余金	1,503
投資有価証券	2,055	資本準備金	1,503
関係会社株式	42	利益剰余金	△1,255
出資金	42	その他利益剰余金	△1,255
関係会社長期貸付金	480	繰越利益剰余金	△1,255
破産更生債権等	7	自己株式	△80
長期前払費用	1	評価・換算差額等	604
敷金及び保証金	86	その他有価証券評価差額金	604
保険積立金	34		
その他	115	純資産合計	3,463
貸倒引当金	△372	負債・純資産合計	14,450
資産合計	14,450		

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,420
売 上 原 価		20,638
売 上 総 利 益		3,781
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,155
営 業 損 失 (△)		△374
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	48	
不 動 産 賃 貸 料	56	
受 取 手 数 料	4	
補 助 金 収 入	21	
そ の 他	17	148
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67	
不 動 産 賃 貸 費 用	29	
そ の 他	3	100
経 常 損 失 (△)		△326
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	186	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	13	199
特 別 損 失		
減 損 損 失	550	550
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△676
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		24
当 期 純 損 失 (△)		△701

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,691	1,503	1,503	△554	△554
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)				△701	△701
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△701	△701
当 期 末 残 高	2,691	1,503	1,503	△1,255	△1,255

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△80	3,560	788	788	4,348
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)		△701			△701
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△184	△184	△184
当 期 変 動 額 合 計	△0	△701	△184	△184	△885
当 期 末 残 高	△80	2,858	604	604	3,463

(注) 百万円未満の金額は切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

a. 子会社株式

移動平均法による原価法

b. その他有価証券

市場価格の
ない株式等
以外のもの

決算末日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格の
ない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

主として月次総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

a. リース資産以外の
有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～45年

機械及び装置 5～15年

b. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間
帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費
用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、加工食品(ハム、プレスハム、ソーセージ、惣菜等)と食肉(牛・豚の部位別規格肉等)の製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、顧客に支払われる対価の一部を販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、これら顧客に支払われる対価は売上高から控除して表示しております。また、有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、売上高は561百万円減少し、売上原価は100百万円、販売費及び一般管理費は460百万円それぞれ減少しましたが、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	5,931

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(有形固定資産の減損)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	10百万円
建築物	1,059百万円
構築物	46百万円
機械及び装置	583百万円
工具器具備品	40百万円
土地	1,235百万円
投資有価証券	33百万円
計	3,008百万円

② 担保に係る債務

未払金	3百万円
短期借入金	1,066百万円
1年内返済予定長期借入金	210百万円
長期借入金	993百万円
計	2,273百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,595百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	0百万円
長期金銭債権	14百万円
短期金銭債務	19百万円

(4) 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額の総額	7,050
借入実行残高	3,800
差引額	3,250

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	473百万円
外注加工費	6百万円
支払賃借料	8百万円
その他の	1百万円
営業取引以外の取引による取引高	8百万円

(2) 当事業年度において、当社の以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
岡山県浅口市	事業用資産	建物及び構築物等	475
広島県広島市	事業用資産	建物及び構築物等	38
福岡県北九州市	事業用資産	建物及び構築物等	36

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場及び事業所を基礎としてグルーピングしております。また、遊休資産については物件毎にグルーピングしております。

当社の事業用資産である固定資産において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失(550百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額及びそれらを合理的に調整した金額により評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	62,986株	24株	一株	63,010株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加24株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	46百万円
貸倒引当金	117百万円
退職給付引当金	456百万円
投資有価証券評価損	22百万円
減損損失	197百万円
役員退職慰労引当金	103百万円
繰越欠損金	459百万円
その他	43百万円
評価性引当額	△1,447百万円
繰延税金資産 計	-百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△239百万円
繰延税金負債 計	△239百万円
繰延税金負債の純額	△239百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱福留	所有 直接100.0%	原料の仕入 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金(注)1	480
				利息の受取	3	—	—
				当社銀行借 入れに對す る土地の担 保提供 (注)2	212	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
返済条件については、資金状況を勘案の上随時交渉して決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

2. 当社は、銀行借入れに対して㈱福留より土地の担保提供を受けております。

3. 当事業年度末において㈱福留への関係会社長期貸付金に対し、268百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,037円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △210円22銭 |

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

福留ハム株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃 生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元 清 文

監査意見

監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福留ハム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5 月 23 日

福留ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 田 裕 二 ㊟

常勤監査役 明 石 嘉 典 ㊟

監 査 役 池 村 和 朗 ㊟

監 査 役 近 藤 敏 博 ㊟

(注) 監査役 池村和朗及び近藤敏博は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または開示をすべき事項に係る情報を、法務省の定めるところに従いインターネットを利用する方法で提供することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をするものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	登記簿の 明細の 記載
1	なかしま しゅうじ 中島 修治 (1948年9月16日生)	1973年4月 当社入社 1980年3月 当社東京工場長 1981年4月 当社取締役 1988年5月 当社常務取締役 1991年10月 当社東京支社長 1992年4月 当社代表取締役専務 1993年3月 当社食肉本部長 1997年2月 当社営業及び経営戦略本部担当 1997年6月 当社代表取締役副社長 2000年4月 当社代表取締役社長 2001年2月 当社CEO（現任） 兼加工営業カンパニーC00 2001年9月 当社営業本部長 2003年2月 当社支援共通カンパニーC00 2005年2月 当社管理本部長 2006年2月 当社営業・支援管掌役員 兼企画開発本部長 2007年2月 当社経営管理本部長 2009年1月 当社支援カンパニーC00 兼総合本社人財育成担当 2010年1月 当社総合本社人財育成責任者 2011年5月 当社総合本部人財育成責任者 2012年2月 当社DSカンパニーC00 2020年1月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 (株)福留興産 代表取締役	78,065株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の 数	並にの 関係 の 有 無
2	ふくはら はるひこ 福原 治彦 (1970年1月7日生)	<p>1998年4月 当社入社</p> <p>2006年10月 当社輸入ミート部副部長</p> <p>2008年5月 当社食肉事業部副事業部長</p> <p>2009年1月 当社支援本部副本部長 当社総合本社事業担当</p> <p>2009年8月 当社執行役員当社総合本社事業担当 兼フードサービス担当</p> <p>2011年4月 当社総合本社戦略事業責任者</p> <p>2011年6月 当社取締役 当社総合本部戦略事業責任者</p> <p>2012年1月 当社支援カンパニー昂事業部副事業部長 兼外食フードサービス部長</p> <p>2012年2月 当社DSカンパニー昂事業部副事業部長 兼外食フードサービス部長</p> <p>2012年4月 当社支援カンパニー副COO</p> <p>2013年1月 当社総務担当執行役員</p> <p>2013年9月 当社社長室長 兼総務支援部担当</p> <p>2014年2月 当社代表取締役専務 支援カンパニーCOO</p> <p>2014年4月 当社総合本部総務革新責任者 当社総務支援部長</p> <p>2015年6月 当社支援カンパニー責任者 兼社長補佐 兼支援本部長</p> <p>2016年6月 当社代表取締役副社長 営業カンパニー責任者 総合本部販売革新責任者</p> <p>2017年4月 当社開発アカデミー副責任者</p> <p>2020年1月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2020年11月 営業本部・食肉本部・昂営業本部担当</p> <p>2021年8月 当社営業統括本部長（現任） 兼食肉本部・昂営業本部担当（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 (株)福留 代表取締役</p>	61,804株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数	註との間の 有期限
3	め ぬ き け い 七 治 目 貴 啓 治 (1955年12月 1 日生)	1978年 4月 当社入社 2000年 2月 当社執行役員開発本部長 2002年 2月 当社開発本部長兼デリカ事業部長 2006年 8月 当社惣菜事業部長 2007年 2月 当社企画開発本部長兼技師長 2009年 1月 当社執行役員総合本社開発担当兼広報担当 当社支援本部長兼企画支援部長兼総技師長 2009年 8月 当社常務執行役員支援本部長 当社総合本社開発担当兼広報担当 2010年 2月 当社専務執行役員支援本部長兼企画支援部 長兼開発本部長兼企画開発部長兼総技師長 2010年11月 当社研究開発カンパニーCOO専務執行役員 開発本部長兼企画開発部長 2011年 5月 当社総合本部本部長 兼開発革新責任者 兼広報責任者 兼当社総技師長 2011年 6月 当社取締役 2011年12月 当社研究開発カンパニー仕入開発部長 2012年 1月 当社支援カンパニー昴事業部長 2012年 2月 当社DSカンパニーDS事業部長 兼DS部長兼昴事業部長 2012年 4月 当社支援カンパニーCOO 2013年 1月 当社研究開発カンパニー経営企画部長 2013年 4月 当社研究開発カンパニーDS部長 2013年 6月 当社常務取締役 開発本部長 2014年 2月 当社専務取締役（現任） 2014年 4月 当社商品・事業開発カンパニーCOO 開発企画部長 2015年 6月 当社ハム・デリカ・開発カンパニー副責任 者 当社支援カンパニー副責任者 兼新事業支援本部長 2015年 7月 当社ハム・デリカ・開発カンパニー開発本 部長 2016年 1月 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハムソ ー・デリカ事業部デリカ事業部準備室長 2017年 4月 当社開発アカデミー副責任者 ハム・デリカカンパニー副責任者 支援カンパニー社長室経営企画部長 2018年10月 当社開発アカデミー責任者 2019年 2月 当社支援カンパニー経営管理本部長 兼支援カンパニー副責任者 2020年 7月 当社社長室長（現任） 2020年11月 当社開発アカデミー・加工本部・経営管理 本部担当（現任）	1,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数	監事の職 の利益関係
4	砂 田 誠 (1958年3月1日生)	1980年4月 当社入社 2006年6月 当社技術開発部部長 2010年3月 当社熊本工場長 2013年1月 当社加工食品事業部長補佐 2013年7月 当社執行役員 2014年4月 当社加工カンパニー加工食品事業部長 2015年2月 当社加工カンパニー製造管理部長 兼購買管理部長 兼生産革新部長 2015年6月 当社取締役 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハムソ ー・デリカ事業部長 2016年4月 当社ハム・デリカ・開発カンパニーハムソ ー事業部長 2016年6月 当社常務取締役 (現任) 2017年4月 当社ハム・デリカカンパニーハムソー事業 部長 開発アカデミー教育部長 2017年11月 当社ハム・デリカカンパニー加工本部長開 発アカデミー研修センター長 2018年10月 当社ハム・デリカカンパニー責任者 2019年2月 当社開発アカデミー製造技術開発部長 2020年11月 当社加工本部長 (現任) 兼広島工場長	500株	なし
5	末 岡 正 美 (1956年1月1日生)	1977年4月 当社入社 1998年2月 当社食肉事業部国内ミート部次長 1999年7月 当社流通事業部副事業部長 2000年9月 当社流通事業部長 2006年2月 当社食肉事業部長 2008年3月 当社執行役員 2008年11月 当社流通管理部長 2010年11月 当社品質保証統括 2014年10月 当社品質保証フェロー (現任) 2016年9月 当社常務執行役員 兼物流事業部長 2020年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役 (現任) 2022年4月 当社加工本部物流担当 (現任)	500株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数	筆頭の株 の利害関係
6	福原康彦 (1945年6月12日生)	1968年3月 当社入社 1973年3月 当社取締役 1979年4月 当社常務取締役 1986年5月 当社専務取締役 1988年5月 当社取締役副社長 1998年12月 当社代表取締役副社長 1991年6月 当社代表取締役社長 2000年4月 当社代表取締役会長 2020年1月 当社取締役相談役（現任） 重要な兼職の状況 佐賀県枝肉出荷(株) 代表取締役 広島食肉市場(株) 取締役	130,326株	なし
7	草場利行 (1954年12月26日生)	1977年4月 当社入社 2002年2月 当社九州営業部長 2007年2月 当社営業本部副本部長 2009年3月 当社営業カンパニー執行役員 2011年2月 当社取締役 当社九州広域営業部長 2012年2月 当社営業本部特販部長 2014年4月 当社営業カンパニー営業本部長 2016年4月 当社営業カンパニー広域統括営業部長 2016年6月 当社常務取締役 2017年1月 当社営業カンパニー統括営業本部長 2018年11月 当社営業カンパニー広島営業本部長 2019年10月 当社取締役（現任） 当社営業担当（現任）	1,200株	なし
8	原孝司 (1951年1月9日生)	1974年3月 (株)しぼりや入社 2004年1月 経営研究所ワンナップ代表（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 重要な兼職の状況 経営研究所ワンナップ 代表	0株	なし
9	越智眞 (1951年12月25日生)	1991年4月 広島大学文学部助教授 1997年4月 広島大学文学部教授 2001年4月 広島大学大学院文学研究科教授 2015年6月 当社取締役（現任） 2017年3月 広島大学名誉教授（現任） 2017年4月 プール学院大学教育学部教授 2018年4月 桃山学院教育大学教育学部教授 重要な兼職の状況 国立大学法人広島大学 名誉教授	0株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	親との関係の有無
10	なかのちあき 中野千秋 (1955年11月10日生)	1997年4月 学校法人廣池学園麗澤大学国際経済学部助教 教授 2002年4月 学校法人廣池学園麗澤大学国際経済学部教授 2014年4月 学校法人廣池学園麗澤大学大学院経済研究科研究科長 2015年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 学校法人廣池学園麗澤大学国際学部教授 2021年4月 学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授（現任） 学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究センター客員研究員（現任） 2021年9月 学校法人筑波学院大学経営情報学部教授（現任） 重要な兼職の状況 学校法人筑波学院大学経営情報学部教授 学校法人廣池学園麗澤大学名誉教授 学校法人廣池学園麗澤大学企業倫理研究センター客員研究員	0株	なし

- (注) 1. 原孝司、越智貢及び中野千秋の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 原孝司、越智貢及び中野千秋の各氏は、当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年となります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
 原孝司氏は、経営コンサルタントとして豊富な知識と経験があり、当社の経営戦略に対してマーケティングを中心とした様々な観点から助言をいただいております。今後におきましても助言をいただけるものと期待し、越智貢氏は、過去に会社の経営に關与したことはありませんが、大学名誉教授として応用倫理学に精通しており、当社の組織倫理・コンプライアンス問題等を充実したものにすための助言をいただいております。今後におきましても助言をいただけるものと期待し、中野千秋氏は、過去に会社の経営に關与したことはありませんが、大学名誉教授として経営倫理学等に関する深い見識を有し、当社において経営戦略やコンプライアンス問題等を充実したものにすための助言をいただいております。今後におきましても助言をいただけるものと期待し、社外取締役としての取締役会の妥当性・適正性を確保するための役割を遂行していただけるものと判断いたしております。
4. 当社は、原孝司、越智貢及び中野千秋の各氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
5. 原孝司、越智貢及び中野千秋の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案の各再任候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案が原案通り承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を上記と同様の内容で更新する予定であります。当該保険の保険料におきましては取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、保険料の一部を被保険者が負担するものとしております。

以上

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、当日までの健康状態や、本総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容等を十分にお確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

総会会場につきましては、例年より間隔を空けて席を配置いたしますので、十分な座席が確保できない場合にはご来場されても入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。株主の皆様におかれましては、書面（郵送）による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、昨年引き続き懇親試食会及びお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〈会場ご案内図〉

広島サンプラザ3階 金星銀星の間

広島市西区商工センター三丁目1番1号
Tel (082) 278-5000

交通案内

J R 新井口駅から徒歩5分
広島宮島線 商工センター入口から
徒歩5分
バス アルパークバスセンターから
徒歩3分

